

## Koriyama Z-CROSS（郡山市マッチング支援事業）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、こおりやま広域連携中枢都市圏（以下、「こおりやま広域圏」という。）におけるZ世代を中心とした若者と企業・地域団体との連携を促進し、Z世代がまちづくりや地域活動等に挑戦できる環境づくり及び新たな価値創出を図るため、マッチング支援事業「Koriyama Z-CROSS（以下、「Z-CROSS」という。）」の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Z世代 概ね1995年4月2日から2010年4月1日までの間に生まれた世代をいう。
- (2) 企業・地域団体 こおりやま広域圏内の法人、団体及び個人事業主をいう。
- (3) マッチング Z世代と企業・地域団体が連携して活動を行うことをいう。
- (4) マッチング情報 活動内容、募集内容、条件等の情報をいう。
- (5) プラットフォーム マッチング情報の登録及び閲覧並びにマッチングの申請を行うオンラインシステムをいう。

（事業内容）

第3条 本事業は、次に掲げる支援を行う。

- (1) マッチング情報の登録及び公開
- (2) マッチングに係る情報提供
- (3) 必要に応じた相談対応及び調整支援
- (4) その他市長が必要と認める支援

（対象者）

第4条 本事業の対象者は、次のとおりとする。

- (1) まちづくりや地域活動に参加を希望するZ世代
- (2) まちづくりや地域活動を目的としてZ世代との連携及び協働を希望する企業・地域団体

（登録の申請）

第5条 マッチング情報の登録を希望する対象者は、専用の登録フォームより申請を行うものとする。

（登録）

第6条 市長は、申請内容を確認し、適当と認めた場合は登録する。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、登録しないことができる。

- (1) 公序良俗に反するもの

(2) 政治又は宗教活動を目的とするもの

(3) 自己の利益を図ることを主たる目的として、本事業を利用し、商品又はサービスの販売、勧誘、宣伝等の営業活動その他これらに類する活動を行うおそれがあると認められるもの

(4) 本事業の趣旨に照らし、適当でないと認められるもの

3 登録された情報は、プラットフォーム上で公開する。

(マッチング)

第7条 プラットフォームを利用する者（以下、「利用者」という。）は、プラットフォーム上で公開された情報を閲覧し、相手方へマッチング申請を行うことができる。

2 マッチングにおける連絡調整、打合わせ、相談等その他の行為は、当事者間の責任において実施するものとする。

3 市はマッチングの成立に関して、一切保証しないものとする。また、当事者間で発生したトラブル、損害について、一切責任を負わないものとする。

(マッチング報告)

第8条 利用者は、利用者間で連携した取組を実施後、所定の方法によりマッチング報告書を市に提出する。

2 利用者は、市から取組状況等について報告を求められたときには、前項に関わらず報告しなければならない。

3 第1項に規定する報告書は原則、市ウェブサイトで公開する。ただし、非公開としたい情報が含まれる場合は、適宜、市へその旨を申し出ることができる。

(費用)

第9条 利用者は、プラットフォームを無料で利用することができる。

(登録の抹消)

第10条 市長は、次のいずれかに該当する場合、マッチング情報の登録を抹消することができる。

(1) 虚偽の情報が判明した場合

(2) 不適切な活動が認められた場合

(3) その他必要と認める場合

(個人情報取扱)

第11条 市長は、取得した個人情報を本事業の目的の範囲内で適切に管理するものとする。

(秘密保持)

第12条 利用者は、マッチングにおいて知り得た他の団体の技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他の団体の秘密を第三者に漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

(庶務)

第13条 本事業に関する庶務は、市民部において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月29日から施行する。